

地域における猫の相談支援事業

市では、飼い主が**健康上の理由等**で猫の飼育継続が困難になるなど**飼い主の高齢化等**による飼い猫問題に対応するため、相談支援事業を実施しています。

猫の保護・譲渡等支援業務と保護ボランティア

支援を求める市民から相談を受け、飼育継続が困難であると結論が出た場合、当該猫を保護ボランティアの協力のもと、保護・譲渡の支援を行います。当該猫は、不妊去勢手術や各種検査を飼い主負担で済ませた後、保護ボランティアの方に譲渡先が決定するまで預かっていただきます。

Q.保護ボランティアとは？

- A. 猫の譲渡先が決まるまで、一時的に当該猫の保護をしてくださるボランティアのことです。
一時預かりをする際に要する費用については、**市が一部助成金を交付**します。（助成金には上限があります）



★【保護ボランティア】を募集しています！！

市では、相談事業の開始に併せて、**保護ボランティア**（一時預かりボランティア）を引き受けてくださる方を募集しています。
お気軽に環境対策課までお問い合わせください。



保護ボランティアの条件

1. 保護猫が譲渡されるまでご自宅での預かりをしてくださる方
2. 保護猫に新しい飼い主が見つかるように、譲渡会などに参加のご協力をしてください

※一定の基準を設けていますので、ご希望いただいた方全員に必ず保護ボランティアを担っていただけるわけではありません。ご了承ください。

詳細につきましては、環境対策課までお気軽にお問い合わせください。



◆問い合わせ先◆